

☆ 年末調整 ☆

10月よりご加入先の生命保険会社等から生命保険料控除証明書・地震保険料控除証明書等が送付されます。この証明書は年末調整又は確定申告時に必要となります。年末調整の対象の方については、弊社より「年末調整チェックシート」を送付致しますので、「年末調整チェックシート」に添付して下さい。確定申告の対象の方については、申告に必要な書類と合わせて送って下さいますようお願い申し上げます。

☆ 平成28年分よりマイナンバー制度導入 ☆

平成28年1月以後、給与所得者から給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号が記載された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける必要があります。この申告書をもとに、平成28年1月以後の支払に係る給与所得の源泉徴収票に、個人番号を記載する必要があります。平成27年中に行う事として下記の事項があります。

- ① マイナンバーの管理者・事務担当者を決める（経理労務担当者又は代表者等）
- ② マイナンバー管理におけるセキュリティ対策（施錠保管、パスワード保管等）
- ③ 従業員にマイナンバーの利用目的の告知
- ④ 会社のマイナンバー（法人番号）の通知を受け取る
- ⑤ 従業員からマイナンバーを集める

平成28年1月1日以後の金銭等の支払等に係る法定調書にも、支払を受ける方及び支払者等の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を行う必要があります。本人確認の方法として、個人番号カードと身元（実在）確認を行うか、通知カードと運転免許証などで確認が必要です。法定調書について、所得税法等に告知義務が規定されている一部の法定調書（特定口座年間取引報告書など）については、番号告知について3年間の猶予規定が設けられており、告知を受けるまでは個人番号を記載しなくてもよいことになっています。この猶予規定は給与所得の源泉徴収票や、不動産の使用料等の支払調書には設けられていません。

☆ 厚生年金保険料の料率変更 ☆

厚生年金保険の保険料率が平成27年9月分（同年10月納付分）より会社負担と社員負担を合わせて17.828%に変更になります。

☆ コラム（飯島のつぶやき） ☆

石垣島レポート

大病してから5ヶ月、主治医の許可を得て今年も石垣島の川平に8日間滞在し、無事ダイビングをしてまいりました。

当初、若干の不安はありましたが、結果14本潜ることができました。ただ、こうなると昔のようにガツガツと潜ることはせず、その日の体調によって控えめなダイビングです。

今回は、いつもの定宿が改装のため泊まることができず、初めての宿となりました。そこで、思い切って夕食は初日のみとしそれ以降は外食としました。

ありがたいのは、石垣島の友人です。延べ5日間のうち、3日は市内の焼肉屋（やまもと）、まぐろ居酒屋（ひとし）、イタリアンレストラン（アルモコ）を予約しておいてくれました。もちろん、お付き合いも。

残りの2日間は私ひとりで行き付けの居酒屋（じんべえ）にでもと思ったのですが、当日、「飯島さんが今晚ひとりで食事するらしいよ」というメールが飛び交い、私がその居酒屋に行くと、なんと店の前で数人が待ち構えていてくれました。

結局、ひとりで食事することなく毎晩宴会となったことは言うまでもありません。

最後の日は、毎年恒例のダイビングサービス“海講座”のオーナーの園田さんの自宅に一泊、そこでも庭でBBQ。

また、じんべえのオヤジさん、公園茶屋のおいちゃんも、大病のことを気遣ってくれました。これはフェイスブックの情報によるものでした。

という訳で、今年も石垣島で遅い夏休みを満喫し、たっぷり充電することができました。

さあ、これからバリバリ働くぞー！！

新人紹介

先月28日より、当事務所に新しい仲間が入りました。「塚本剛」と申します。18年間税務行政側に在りまして、今後、当事務所の税務調査立会などで、その力を発揮してくれることでしょうか。どうぞよろしく願いいたします。

今月の一言

『全ては必然、偶然なんてひとつもない』

自分に降りかかってきたことは、すべて理由があります。天から与えられたもの。だから、自然体で受け止め（受け入れ）嘆くことをやめにします。そうすると、気持ちがすっと楽になります。

そしてきっと乗り越えてみせます。